記者発表資料

平成２７年５月２０日
東北地方整備局
宮城県
石巻市

石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本計画の策定に向けてご意見をお聴かせください

東北地方整備局、宮城県、石巻市では、東日本大震災で甚大な被害を受けた石巻市南浜地区を対象に、学識者等で構成する有識者委員会を設置し、復興祈念公園の基本計画の検討を重ねてきました。

基本計画を策定するにあたり、地域の方々のお考えをお伺いするため、基本計画（案）に対するご意見を募集します。

【意見募集期間】
平成２７年５月２０日（水）～平成２７年６月１８日（木）（***必着***）

【意見募集方法】（詳細は別添参照）

（１）基本計画（案）の閲覧・入手方法

①ホームページ
東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp/）にてご覧いただけます。

②閲覧場所
東北地方整備局、宮城県庁及び石巻市役所に設置された閲覧場所でご覧いただけます。

（２）意見応募方法

基本計画（案）をご覧いただいた上で、「東北地方整備局 建政部 都市･住宅整備課 公園係」まで、閲覧場所備え付けの意見箱にご投函いただくか、郵送・ファックス・電子メールにより、ご意見をお寄せください。

※郵送・ファックス・電子メールをご利用の場合は、「石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本計画（案）に対する意見」であることを明記のうえ、基本計画（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）をご記入ください。

送付先　住所：〒980-8602　仙台市青葉区二日町9-15
ファックス：022-227-4459　電子メール：tohoku-park@thr.mlit.go.jp

（発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、石巻記者クラブ）

〈 問い合わせ先 〉
国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市･住宅整備課　電話：022-225-2171（代表）
課長　山田 大輔（内線6161）、建設専門官　木村 晃（内線6163）
宮城県 土木部 都市計画課 公園緑地班 班長 小山 昌宏　電話：022-211-3138(直通)
石巻市 復興事業部 基盤整備課 主査　一宮 康広　電話：0225-95-1111（代表）

（別添）

石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本計画（案）に対する意見の募集について

平成２７年５月２０日
東北地方整備局
宮城県
石巻市

国土交通省東北地方整備局、宮城県、石巻市では、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県石巻市南浜地区を対象に、有識者等で構成される「宮城県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会」を設置し、復興祈念公園の基本計画の検討を重ねてきました。

基本計画を策定するにあたり、市民の方々をはじめ、関係する方々のお考えをお伺いするため、基本計画（案）に対するご意見を募集いたします。いただいたご意見は検討を行う際の資料とさせていただきますので、ぜひご意見をお寄せください。

《意見募集要領》

１．意見募集対象

石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本計画（案）（別紙１）

【閲覧・入手方法】

（１）ホームページ

東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp/）より入手できます。

（２）閲覧場所

以下の閲覧場所にて閲覧できます。

１）東北地方整備局 建政部 都市･住宅整備課 公園係
宮城県仙台市青葉区二日町９番１５号
場所：東北地方整備局南庁舎３階　都市･住宅整備課

２）宮城県 土木部 都市計画課
宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号
場所：宮城県庁９階 都市計画課

３）石巻市 復興事業部 基盤整備課
宮城県石巻市穀町１４番１号
場所：石巻市役所本庁舎５階 市民サロン

２．意見募集期間

平成２７年５月２０日（水）～平成２７年６月１８日（木）（必着）

３．意見応募方法

別紙２の意見記入用紙をふまえ、次のいずれかの方法で日本語にて送付してください。なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

（１）閲覧場所備え付けの意見箱に投函する場合

基本計画（案）の閲覧場所に設置してある記入用紙にご意見を記入いただき、備え付けの意見箱に投函してください。

（２）郵送の場合

あて先：〒９８０－８６０２　仙台市青葉区二日町９番１５号
東北地方整備局 建政部 都市･住宅整備課 公園係　あて

※郵便はがき又は封筒の表に「石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本計画（案）に対する意見」であることを明記のうえ、基本計画（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）を記入してください。

（３）ファックスの場合

番　号：０２２－２２７－４４５９
東北地方整備局 建政部 都市･住宅整備課 公園係　あて

※ファックス文面に「石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本計画（案）に対する意見」であることを明記のうえ、基本計画（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）を記入してください。

（４）電子メールの場合

メールアドレス：tohoku-park@thr.mlit.go.jp

※電子メールの件名を「石巻市南浜地区復興祈念公園(仮称)基本計画（案）に対する意見」とし、東北地方整備局ホームページからダウンロードした記入用紙に記入のうえ添付いただくか、メール本文に基本計画（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）を記入いただき、送付してください。

４．注意事項

皆様からいただいたご意見につきましては、基本計画（案）の最終的な検討における参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承ください。

いただいたご意見の内容は、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）と合わせて公開される可能性があることを御承知おきください。

ご意見送付の際に付加されるファックス番号、メールアドレス等の個人情報につきましては、適正に管理させていただきます。

【お問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市･住宅整備課 公園係
電話：０２２－２２５－２１７１（代表）（内線６１６３、６１７１）
※平日の９時３０分から１７時３０分の間にお願いします。

別紙１

石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）

基本計画（案）



復興祈念公園計画地（2014年12月6日撮影）

平成２７年５月

国土交通省東北地方整備局
宮　　城　　県
石　　巻　　市

はじめに

東日本大震災は、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることに鑑み、国が地方と連携して、犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる「復興祈念公園」を整備することが求められている。

本計画は、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県石巻市南浜地区において、国、宮城県及び石巻市の連携のもとに設置される復興祈念公園について、平成26年3月に策定した「石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本構想」に基づき、空間デザイン計画、植栽計画をはじめ踏まえるべき基本的事項をまとめたものであり、今後、具体的に進められる整備及び管理運営において基本的な方針となるものである。

なお、本計画は、有識者及び関係行政機関の代表者からなる「宮城県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会」による審議を経て策定したものである。

宮城県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会

	氏　名	役　職
委員長	涌井　史郎	東京都市大学環境学部教授
副委員長	森山　雅幸	宮城大学副学長
委　員	牛尾　陽子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
〃	岸井　隆幸	日本大学理工学部教授
〃	古藤野　靖	いのちの森をつくる会会長
〃	中静　透	東北大学大学院生命科学研究科教授
〃	松村　豪太	一般社団法人 ISHINOMAKI2.0 代表理事
		（敬称略・五十音順）
行政委員	三浦　秀一	宮城県副知事
〃	亀山　紘	石巻市長
〃	美濃部　雄人	復興庁参事官
〃	皆川　猛	復興庁宮城復興局次長
〃	榔野　良明	国土交通省都市局公園緑地・景観課長
〃	安邊　英明	国土交通省東北地方整備局建政部長

宮城県における復興祈念公園基本計画検討調査
空間デザイン検討部会・植栽計画検討部会

■空間デザイン検討部会

氏　名	役　職
阿部　聡史	環境デザイナー
佐々木　葉	早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授
森山　雅幸	宮城大学副学長
渡部　桂	東北芸術工科大学建築・環境デザイン学科准教授

（敬称略・五十音順）

■植栽計画検討部会

氏　名	役　職
古藤野　靖	いのちの森をつくる会会長
中静　透	東北大学大学院生命科学研究科教授
濱野　周泰	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授
平田　富士男	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授
森山　雅幸	宮城大学副学長

（敬称略・五十音順）

－ 目 次 －

はじめに

１．東日本大震災による被害の概要 …… 1
（１）宮城県 …… 1
（２）石巻市 …… 2

２．基本理念 …… 6

３．基本方針 …… 7
（１）犠牲者への追悼と鎮魂の場を構築する …… 7
（２）被災の実情と教訓を後世に伝承する …… 7
（３）復興の象徴の場としてメッセージを国内外に発信する …… 7
（４）多様な主体の参画・協働の場を構築する …… 8
（５）来訪者の安全を確保する …… 8

４．公園検討区域 …… 9

５．空間構成 …… １０
（１）空間構成の考え方 …… １０
（２）主要動線と避難 …… １５
（３）空間配置方針 …… １８
（４）空間の骨格 …… ２０
（５）国・県・市の役割と機能区分 …… ２２
（６）空間区分 …… ２３

６．植栽計画 …… ２４
（１）植栽基本方針 …… ２４
（２）植栽計画における留意点 …… ２４
（３）目標とする植生・植栽タイプの設定 …… ２４
（４）植栽タイプの模式断面とそのイメージ …… ２６
（５）公園の土地利用を踏まえた植栽の配置 …… ２８

７．管理・運営方針 …… ３０
（１）杜づくりのプロセス …… ３０
（２）多様な主体の参画と協働のあり方 …… ３２

１．東日本大震災による被害の概要

（１）宮城県

2011年（平成23年）３月11日（金）14時46分に、北緯38度06.2分・東経142度51.6分の三陸沖深さ24kmを震源とする、最大震度７、マグニチュード9.0という観測史上最大の地震が発生し、その後発生した津波とあいまって、太平洋沿岸部に甚大な被害が生じた。

特に、津波は浸水被害が広範囲に及び、沿岸の構造物や家屋の破壊と流出、海岸の浸食や堆積などによる地形変化、可燃物の流出と火災、道路や鉄道など交通網の分断、農業・漁業、製造業などの産業基盤の喪失等、甚大な被害をもたらした。宮城県では、北東部のリアス式海岸と南東部の平野部の沿岸８市７町の全てが津波による浸水被害を受けており、浸水面積は327km^{2}もの広範囲にわたった。

2015年（平成27年）4月10日警察庁発表による人的被害の状況は、全国で死者15,891人、行方不明者2,579人、うち宮城県で死者9,539人、行方不明者1,244人であり、全国の死者・行方不明者を合わせた犠牲者のうち約6割を宮城県が占め、全国最大の被害を受けた県となっている。



写真 1-1　平野部の被害（仙台市）
出典：仙台市



写真 1-2 リアス式海岸部の被害（女川町）

（2）石巻市

宮城県の北東部、北上川の下流から河口部に位置する石巻市では、震度６強を記録し、気象庁発表による津波計等における最大の津波の高さは、鮎川で8.6mを記録した。国土地理院発表による石巻市の津波浸水面積は73km^{2}であり、市内の13.2%、平野部の約30%が被害を受け、中心市街地は全域が浸水した。地盤沈下が著しかった箇所は、牡鹿地区鮎川で-120cm、渡波字神明で-78cm、渡波字貉坂山で-67cmを計測している。津波により全壊した市街地面積は、宮城県で2,936ha、うち石巻市は1,178haであり、約４割を占めている。

また、2015年（平成27年）4月5日現在の人的被害の状況は、死者3,276人、行方不明者429人で、宮城県全体の死者・行方不明者を合わせた犠牲者のうち約3割を石巻市が占めており、宮城県の中でも石巻市は最大の被災地となっている。

その中でも、旧北上川の右岸河口部の平野に位置する市街地であった南浜・雲雀野・門脇地区（以下、南浜地区という。）では、津波の襲来と火災の延焼により、死者・行方不明者合わせて400人余りの方々が犠牲となった。これは、石巻市全体の犠牲者の約11%にあたり、南浜地区被災面積74.9haが石巻市全体の被災区域面積5,734haの1.3%を占めていることから、石巻市の中でも特に被災が大きかった地区であることを物語っている。また、地震と津波により地盤が沈下し、一部が湿地化している。

今回の震災は複合災害であることが特徴の一つであるが、南浜地区は地震、津波、火災及び地盤沈下の被害を複合的に受けており、東日本大震災の平野部の被災を代表する場所となっている。



写真 2　日和山の麓に迫る火災

出典：石巻百景（http://ishinomaki100.com）



▲震災前の南浜地区
2009 年 6 月 25 日撮影



▲震災後の南浜地区
2011 年 3 月 12 日撮影

写真 3　震災前後の南浜地区　出典：Google earth（Image©Digital Globe）



津波襲来時の南浜地区
2011 年 3 月 11 日　16：57 撮影



出典：石巻百景（http://ishinomaki100.com）



出典：石巻百景（http://ishinomaki100.com）



写真 4　南浜地区のがれきが撤去され更地となっていく過程

現在、石巻市が策定した「石巻市震災復興基本計画」に基づき、2020年度（平成32年度）までの概ね10年間を計画期間として、復興に向けてさまざまな事業が展開されている。

また、南浜地区は、石巻市が構想中の「いしのまき水辺の緑のプロムナード計画」において拠点の一つに定められており、国土交通省が実施する「かわまちづくり」においてそのあり方が検討されている。

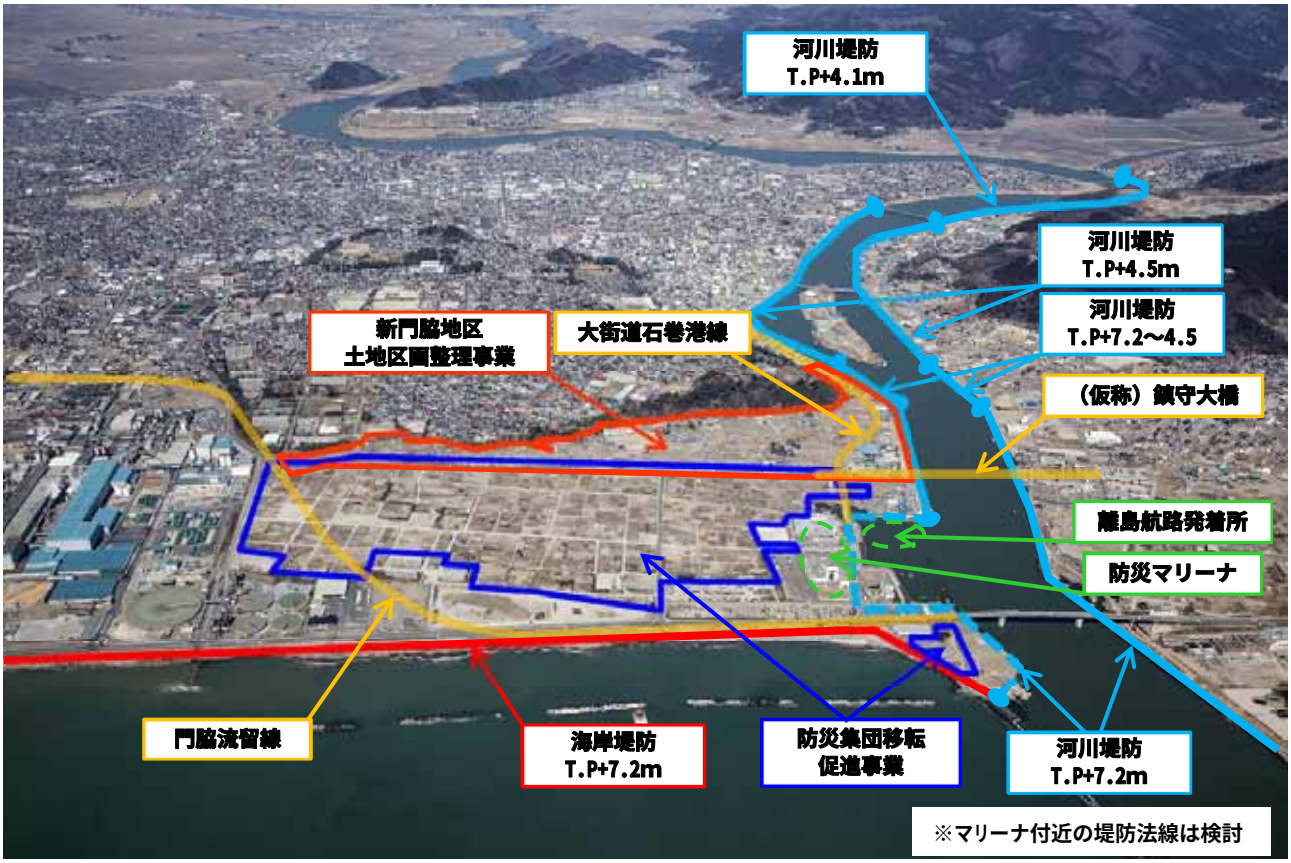

図１　南浜地区周辺の主な復興事業
2013 年 (平成 25 年) 3 月 22 日撮影

表1　南浜地区周辺関連事業一覧

名称	事業主体	摘要
防災集団移転促進事業	石巻市	対象戸数1,397戸
新門脇地区土地区画整理事業	石巻市	対象面積約23.7ha
河川堤防	国土交通省	T.P+7.2～4.1m　低水路護岸L=8,100m
海岸堤防	宮城県	T.P+7.2m　延長L=1,517m
門脇流留線	宮城県	T.P+3.5m　総幅員W=17.0m（南浜区間）
大街道石巻港線	宮城県	
（仮称）鎮守大橋	石巻市	
防災マリーナ	石巻市	
離島航路発着所	石巻市	石巻～田代島～網地島～鮎川

一方で、津波により甚大な被害を受けた南浜地区であるが、がれきが少しずつ撤去され、市外からも多くのボランティアが訪れだした頃から、新たな志を持った市民がこの地で多様な活動を始め、これらの活動が地域のコミュニティや関係者同士の絆を強めるきっかけとなった。そして、震災から４年が経過した現在も、これらの活動の多くは継続して行われている。



写真５　南浜地区で行われている多様な市民活動
右下出典：石巻市観光協会ホームページ

２．基本理念

東日本大震災は、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であった。宮城県では、最大震度７の強い揺れに加え、その後に発生した津波により沿岸15市町全てで浸水被害を受け、沿岸の構造物や家屋の破壊・流出、海岸の侵食や堆積等による地形変化、可燃物の流出による火災等、甚大な被害が生じた。その結果、宮城県では、全国の犠牲者の約６割となる死者・行方不明者合わせて約１万１千人もの方々が犠牲となった。

なかでも石巻市は、約４千人もの犠牲者が集中する国内最大の被害を受け、とりわけ南浜地区は、津波襲来後に発生した火災もあいまって多くの方々が犠牲になるとともに、大量のがれきに埋め尽くされ、地盤沈下により一部が湿地化するなど、東日本大震災の被害を代表する場所となっている。

この地に整備される復興祈念公園は、宮城県、さらには被災地全体のかなめとなる復興祈念公園として、この地のみならず東日本大震災で犠牲になったすべての生命（いのち）に対する追悼と鎮魂の場となるとともに、津波という自然災害が避けられない我が国において、この震災の記憶と教訓を他の被災地と連携して後世に伝える拠点となり、さらには、かつて市街地であった場所に公園の整備を通じて人々が係わり、人と人との絆、つながりを築いていくことにより、東日本大震災からの復興の象徴となるものである。

このような認識のもと、宮城県石巻市南浜地区における復興祈念公園の基本理念を次のとおり定める。

東日本大震災により犠牲となったすべての生命（いのち）への追悼と鎮魂の思いとともに、

・まちと震災の記憶をつたえ

・生命（いのち）のいとなみの杜をつくり

・人の絆（きずな）をつむぐ

３．基本方針

基本理念を踏まえ、南浜地区における復興祈念公園の基本方針を定める。

（１）犠牲者への追悼と鎮魂の場を構築する

石巻市は、東日本大震災で全国最大の被害を受けた宮城県における最大の被災地であり、中でも南浜地区は、地震、津波、火災、地盤沈下による甚大な被害を複合的に受けた、今回の震災の被災地を代表する場所である。

この南浜地区に整備される復興祈念公園には、この地のみならず今回の震災におけるすべての犠牲者に対する追悼と鎮魂が第一に求められるものである。当公園は、宮城県、さらには被災地全体の追悼と鎮魂の中核的な場所として、今回の震災で失われたすべての生命、そしてこれまでの暮らしやまちに対して思いを寄せ、復興を祈念する場として、多くの人が集うことのできる祈りの空間を整備する。

（２）被災の実情と教訓を後世に伝承する

東日本大震災は未曾有の大災害であり、かつては砂浜や湿地であり人家がほとんどなく、高度経済成長期以降に急激な市街化が進行した南浜地区においても、津波により市街地に甚大な被害が生じ、人々は日和山の高台に避難した。現在はがれきが撤去され、一部で地盤沈下の影響により湿地も出現している。

地震や津波という自然災害が避けられない我が国において、人々が自然の脅威に備え、安全に生活していくためには、震災の実情とその教訓を後世に伝えていくことが必要である。このため、東日本大震災の被災地を代表するこの地に整備される当公園に、将来にわたって国内外からの来訪者が、この地のこれまでの歴史や震災後の環境変化とともに、東日本大震災の脅威や被害の大きさを実感し、適切な避難の必要性などの教訓を伝承する場を整備する。合わせて、当公園は宮城県が構想する宮城県内の復興祈念公園のネットワークの中核的な役割を担うものである。

（３）復興の象徴の場としてメッセージを国内外に発信する

東日本大震災からの復興では、国内外から多くの支援をいただいており、このような支援に応えるためにも、全国最大の被害を受けた宮城県における最大の被災地である石巻市に整備される当公園では、宮城県、さらには被災地全体の取り組みのかなめとして、復興の象徴となるメッセージを国内外に発信する必要がある。

かつての砂浜や松林、湿地が住宅地となり、東日本大震災により多くの命が失われ、住民が

集団移転するという南浜地区の歴史を踏まえ、国内外の人々が、自然への敬意や、犠牲者の追悼の思いとともに、人々の絆をつむぐために樹木を植え、美しい杜へと時間をかけて再生することにより、震災からよみがえる被災地の姿と重ねあわせ、復興への強い意志を国内外に発信する復興の象徴としての空間を整備する。

（4）多様な主体の参画・協働の場を構築する

今回の震災では南浜地区の住民をはじめ多くの人々が仮設住宅への移転を余儀なくされ、さらに今後新たな場所の住宅に移転することから、これまでのコミュニティの衰退が懸念されている。

一方で多くの人が新たにこの地域の復興まちづくりに携わり、新たな人の絆も生まれつつある。この人と人とのつながりを再生していくことが、真の復興につながるものである。

そのため、当公園では、市民、NPO、企業など多様な主体が、公園の計画段階から管理運営段階を通して、計画検討、植樹活動、伝承活動、防災学習、施設維持管理など、様々な形で参画・協働できる場を構築する。合わせて、将来にわたって当公園の管理運営を多様な主体により安定的に行う体制を構築する。

（5）来訪者の安全を確保する

南浜地区は今回の震災を受け、今後起こりうる津波・高潮・洪水災害に備えて、住居系建築物の新築及び増改築を規制する災害危険区域に指定されているが、当公園やその周辺では多くの人が訪れることが想定されるため、これらの災害に備えた安全性の確保が求められる。

このため、適切な避難が円滑にできるよう、避難場所となる丘や周辺の高台への避難経路などを整備し、来訪者の安全を確保する。

４．公園検討区域

石巻市震災復興基本計画では、防災集団移転促進事業により集団移転する南浜町・門脇町のうち、新門脇地区土地区画整理事業の区域（第２線堤となる高盛土道路の南光門脇線）、海側の主要避難道路である門脇流留線、旧北上川、日本製紙のある石巻港臨港地区（工業港区）に囲まれた区域をシンボル公園として整備することとしている。なお、実際の公園検討区域については今後の都市計画決定段階で確定するものとする。

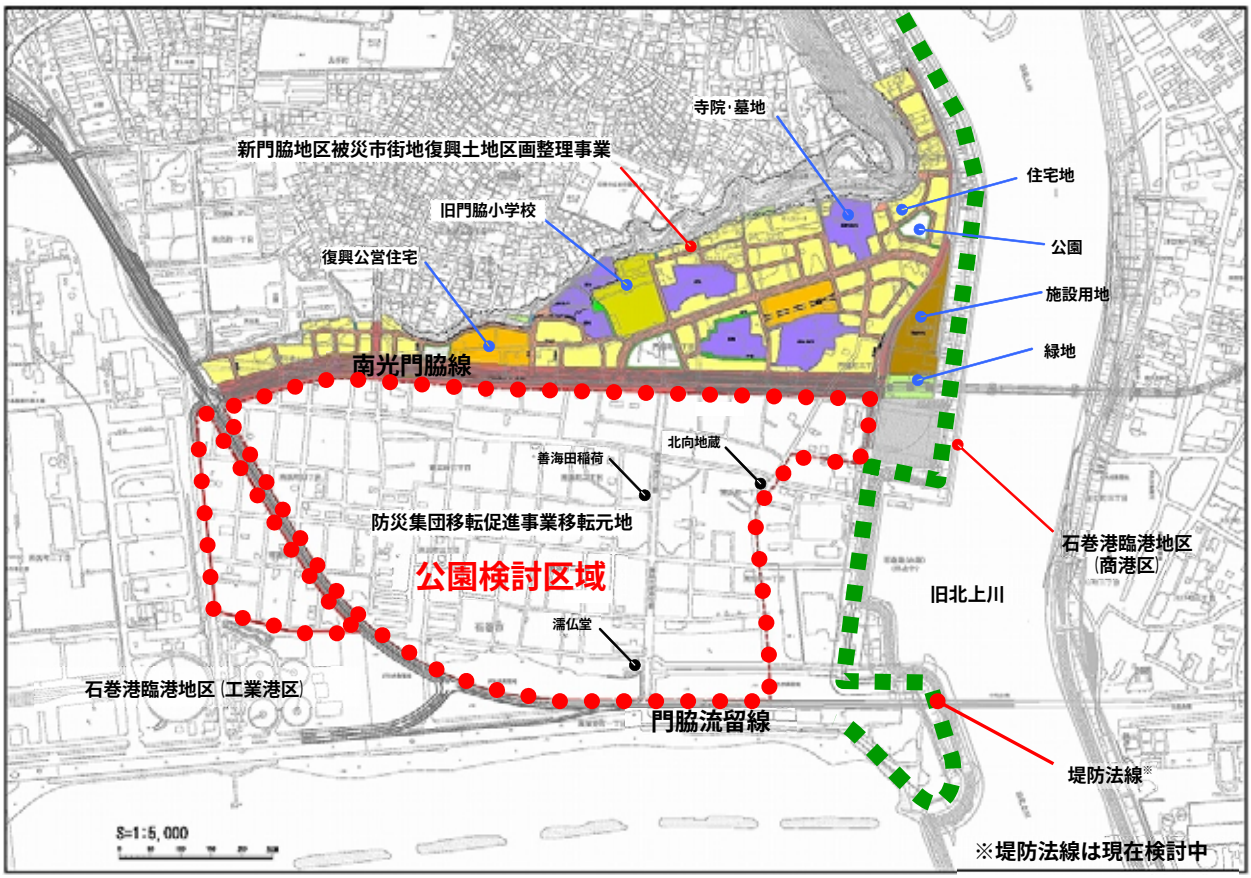

図２　復興祈念公園の検討区域



写真６　旧北上川河口より公園検討区域を望む

５．空間構成

（１）空間構成の考え方

１）基本コンセプト

この地区はかつて湿地と松原であったが、戦後の急激な市街化により人口が増え、半世紀の時を重ねて成熟した住宅地となった。

東日本大震災により甚大な被害を受け、被災後は地盤沈下により湿地も表出している。この地で東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂の場を構築するとともに、被災の実情と教訓を後世に伝承し、復興の象徴の場としてメッセージを国内外に発信していくためには、南浜地区における集落の成り立ちの歴史や風土を示す、かつての自然環境である「浜」と、震災前に蓄積された住宅地としての半世紀の想いや記憶を示す「街」としての町割り、さらには東日本大震災による犠牲者を追悼し、被災の教訓を次世代へと伝承する、復興の意志を伝え続ける「祈念公園」としての機能を尊重する。

この「浜」としての本来の自然、「街」の記憶としての街路網、追悼や伝承の場としての「祈念公園」の３つの場所性を重ねていくことを空間構成の基本コンセプトとする。

方針の概要

南浜地区における集落の成り立ちの歴史や風土を示すかつての**「浜」**と、
震災前に蓄積された半世紀の南浜地区への想いや記憶を示す**「街」**を土地利用の基本的前提とし、
そこから東日本大震災による犠牲者を追悼し、被災の教訓を次世代へと伝承していくことを祈念するための
「祈念公園」としての機能を尊重する。

基本的な視点

浜の自然との係わり

- かつて湿地と松原であった場所。
- 津波で街が消失、本来の自然に回帰しつつある。

街の記憶

- 市街地が大津波で消失したが、暮らしの記憶を再生する手がかりが残っている。
- 人々の心に暮らしの記憶がある。

追悼と伝承の祈念公園

- 自然への畏敬の念と暮らしの記憶を持ち、追悼と教訓の伝承とともに、復興への意志を伝え続ける。
- 命の尊さを実感する公園づくりを通じてこの土地に係わり続けていく。

～浜・街・祈念公園の場所性を重ねる～

- かつての環境と現状を踏まえ、土地本来の自然を育む。
- 暮らしの記憶を街路網に刻み、これを感じる。
- 追悼と鎮魂の思いとともに、まちと震災の記憶をつたえ、生命(いのち)のいとなみの杜をつくり、人の絆(きずな)をつむぐ。

祈念公園（東日本大震災後）
- 式典や伝承が可能な中核的な空間
- 公園全体が「犠牲者の追悼ができる」空間
- かつて街と暮らしがあったことを空間として実感できる場
- 雨水調整と自然の育みを併せ持つ湿地・池沼
- 美しい杜づくりと多様な主体の参画・協働
- 来訪者の安全確保

祈念公園の役割
1 犠牲者への追悼と鎮魂　2 教訓の伝承
3 杜づくり　4 多様な主体の参画・協働の場
5 防災

条件
- 広場、避難築山、アクセス、雨水排水、マリーナ、道路、堤防

街（昭和30年代～東日本大震災まで）
利便性が高く、閑静な住宅地
- 南浜町二丁目、三丁目からの宅地化の進展
- 門脇地区（門脇町三～五丁目）、善海田地区（南浜町一～四丁目、門脇町五丁目）の土地区画整理事業
- 石巻市立病院、石巻文化センター

浜（昭和20年代まで）
- 浜横丁と南地の集落
- 水田、湿地と畑
- 浜堤の松原
- 聖人堀

祈念公園
街
浜
湿地
聖人堀
集落
桑畑
水田
松原
果樹園

5つの役割をプロセス戦略を通じ、敷地に組み込んでいく

公園づくりのプロセス戦略
市民のこの土地への係わり方を組み立て、公園づくりのプロセスを重視し、プロジェクトとしてつくり続ける公園とする

震災というインパクトにより、生活の場であった「街」が壊滅し、大きな喪失感が広がった一方で、暮らしの記憶・自然との係わりの認識、想いが人々の心に顕在化し、未来へ向け考えることとなった。

東日本大震災(平成23年)

街の遺構（街路、聖人堀、史跡、建物基礎）
本来の自然に回帰した湿地環境

地震と津波、その後の火災で甚大な被害を受けた記憶
日和山に避難した記憶
犠牲者への追悼と鎮魂の想い
災害への備えと教訓の伝承の想い

震災前の街の記憶
元住民の暮らしの記憶

急激な市街化(昭和30年代)

集落の形成された微高地
善海田と呼ばれた水田と湿地
浜堤地形と松原
水や海の安全を祈願した史跡

図３　基本コンセプト

2）場所性を踏まえた空間のあり方

a．浜の自然との係わり

元々湿地で、震災後も地下水位が高く湿地環境が表出している場所に、生物の生息空間や雨水調整機能を持つ湿地を面的に整備する。聖人堀（しょうにんぼり）も開渠として再生・活用する。

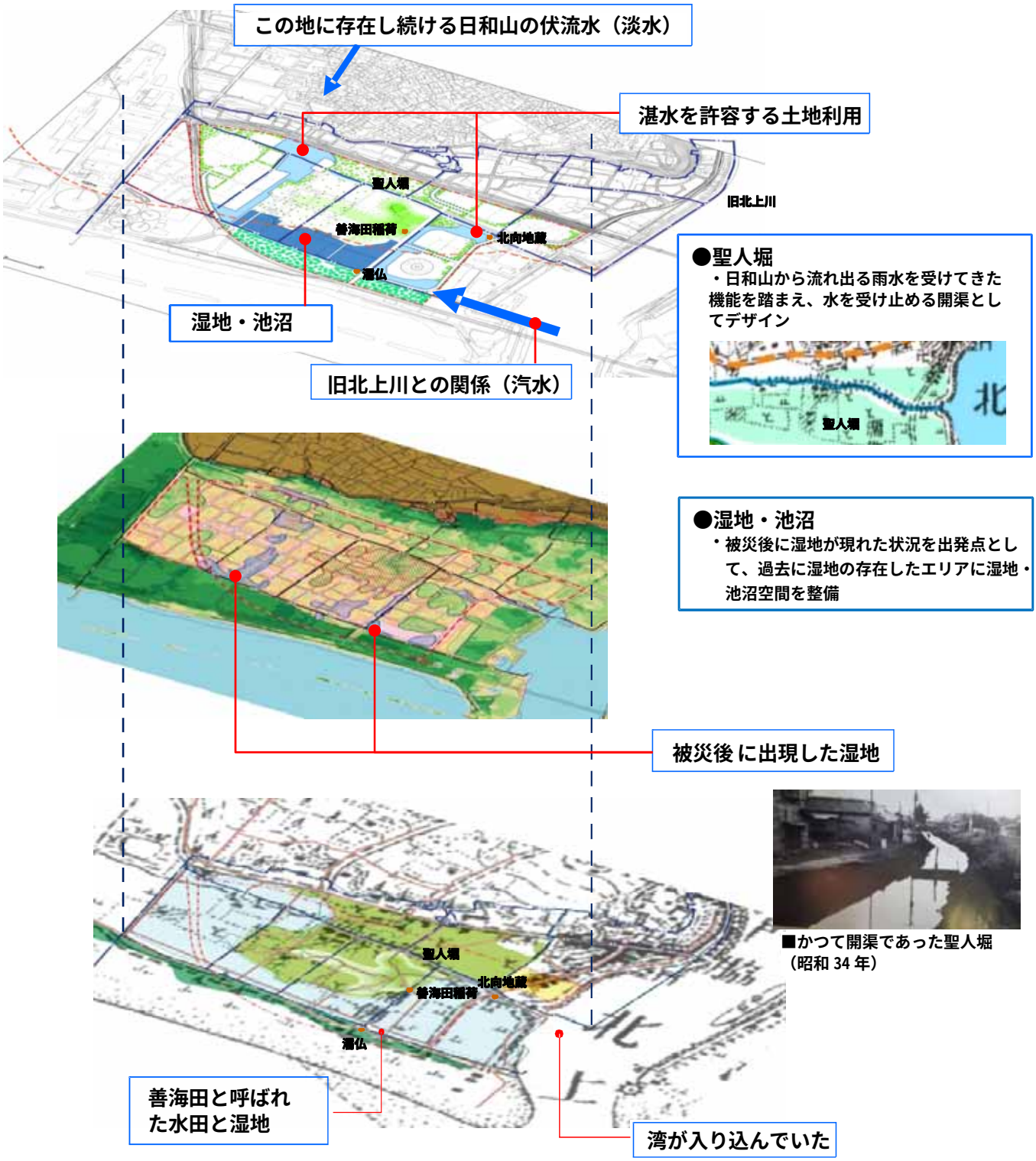

図 4　浜の自然の空間構成

b．街の記憶

街の暮らしの記憶、そして街が失われたことを震災の教訓として残すため、骨格的な街路を幹線園路として残すとともに、その他の街路はデザインの工夫により明示し、サインの工夫によりかつての町丁目がわかるようにし、公園全体で震災の実情と教訓の伝承ができる場とする。

加えて、公園の中心部（南浜町三丁目付近）に、かつて街の暮らしがあった記憶を実感できる空間を整備する。また、この地の歴史を今に伝える善海田稲荷（ぜんかいだいなり）、濡仏（ぬれぶつ）については公園区域から除外して存置する。

また、日和山を、過去に街の暮らしがあり、震災でこれらが失われたことを面的に実感するために、本公園や周辺を眺望する視点場とする。

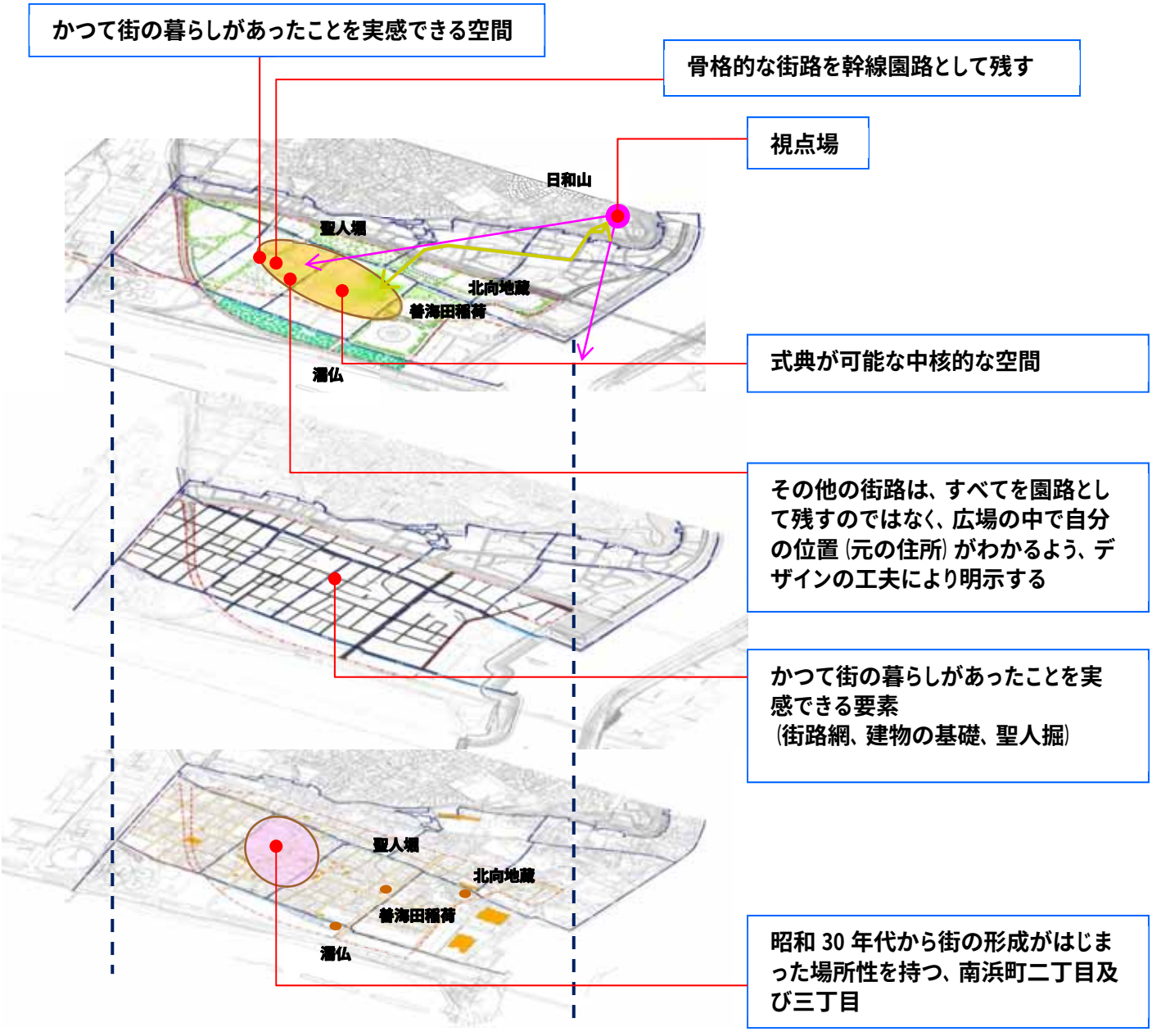

図 5　街の記憶の空間構成

c．追悼と伝承の祈念公園

この場所に多くの市民が集い、東日本大震災の犠牲者の追悼の場、また中心的な教訓の伝承の場とするため、中心部に式典や伝承活動が可能な中核的な空間を整備し、また震災の伝承活動や湿地の動植物の環境学習、イベント等多様な市民活動の拠点となる空間を整備する。その際、現在区域内における追悼や伝承活動の中核となっている施設を活かしつつ、公園の中心を式典も可能な中核的な追悼・祈念の空間とする。さらに、視点場としての日和山とともに、市が保存を検討している旧門脇小学校敷地との関係性に留意する。

また、公園利用者が安全に避難できるよう、日和山への避難路とともに、一時避難地となる避難築山を設置するとともに、避難築山は海や旧北上川を望む場としての機能についても考慮する。

公園のメインエントランス空間は、日和山～旧門脇小学校敷地～南浜地区の伝承空間としての界隈性との関係を考慮し、式典や伝承活動が可能な中核的な空間と、新門脇地区土地区画整理事業区域の中間に配置し、これにメイン駐車場を付帯させる。

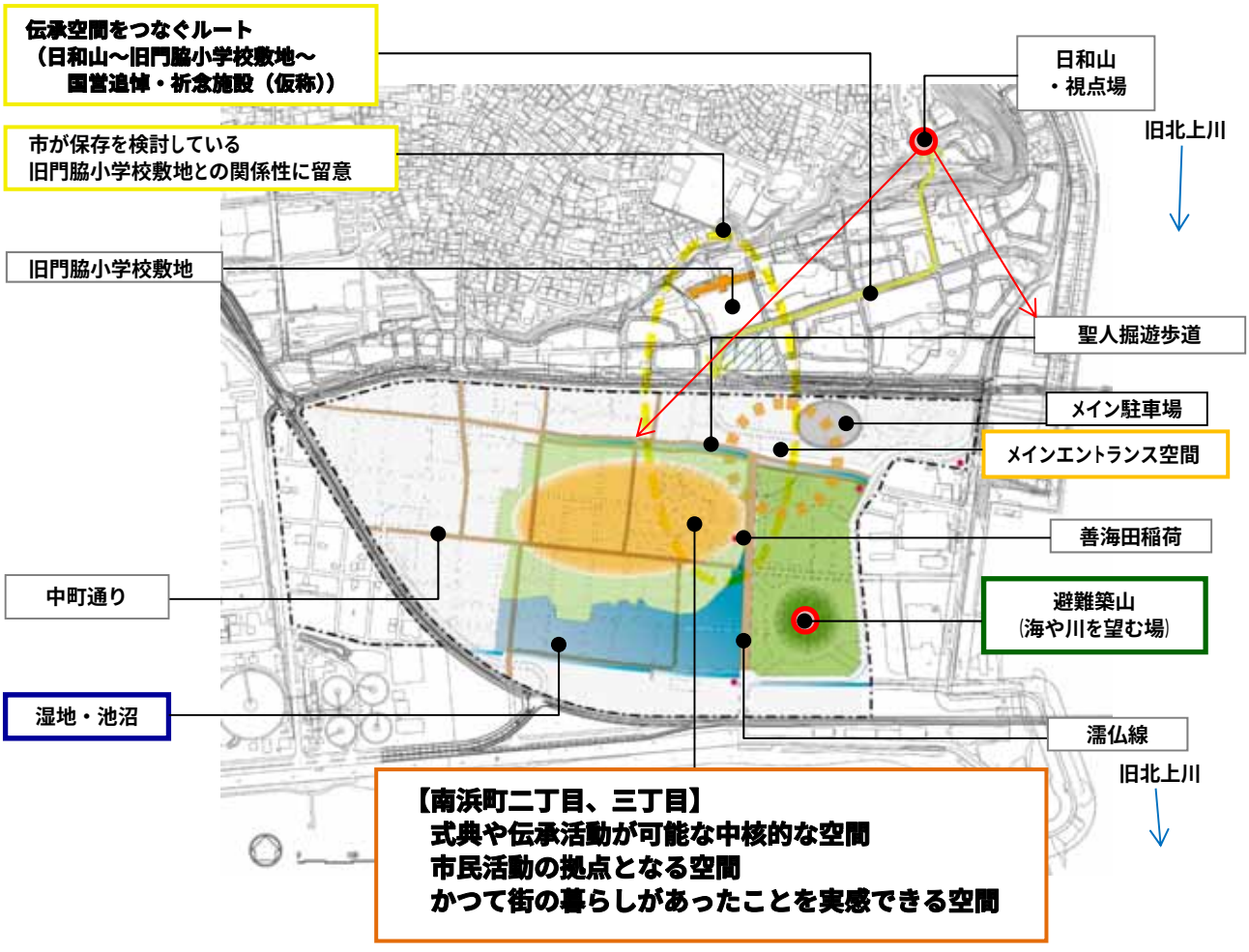

図 6　追悼と伝承の祈念公園の空間構成

（2）主要動線と避難

1）公園へのアクセスとエントランス

自動車利用では、門脇流留線を利用して地区南側からのアクセス、大街道石巻港線を利用して地区東側からのアクセス、南光門脇線を利用して旧門脇小学校敷地前の交差点からのアクセスが考えられ、それぞれをメインアクセスゲートとする。

このような条件を踏まえ、公園のメインエントランス空間を、日和山～旧門脇小学校敷地～南浜地区の伝承空間としてのつながりを踏まえ、敷地北側の南光門脇線よりアプローチした場所に設定し、これにメイン駐車場を付帯させる。また、門脇流留線からのサブアクセスゲートも交差点部に設定し、必要な場所に駐車場を設置する。

市民の日常的な利用動線については、新門脇地区土地区画整理事業によって整備される街路と日和山との連続性を考慮して整理するとともに、いしのまき水辺の緑のプロムナード計画との連携を図るため、公園北東に堤防側からの歩行者用アクセスゲートを検討する。

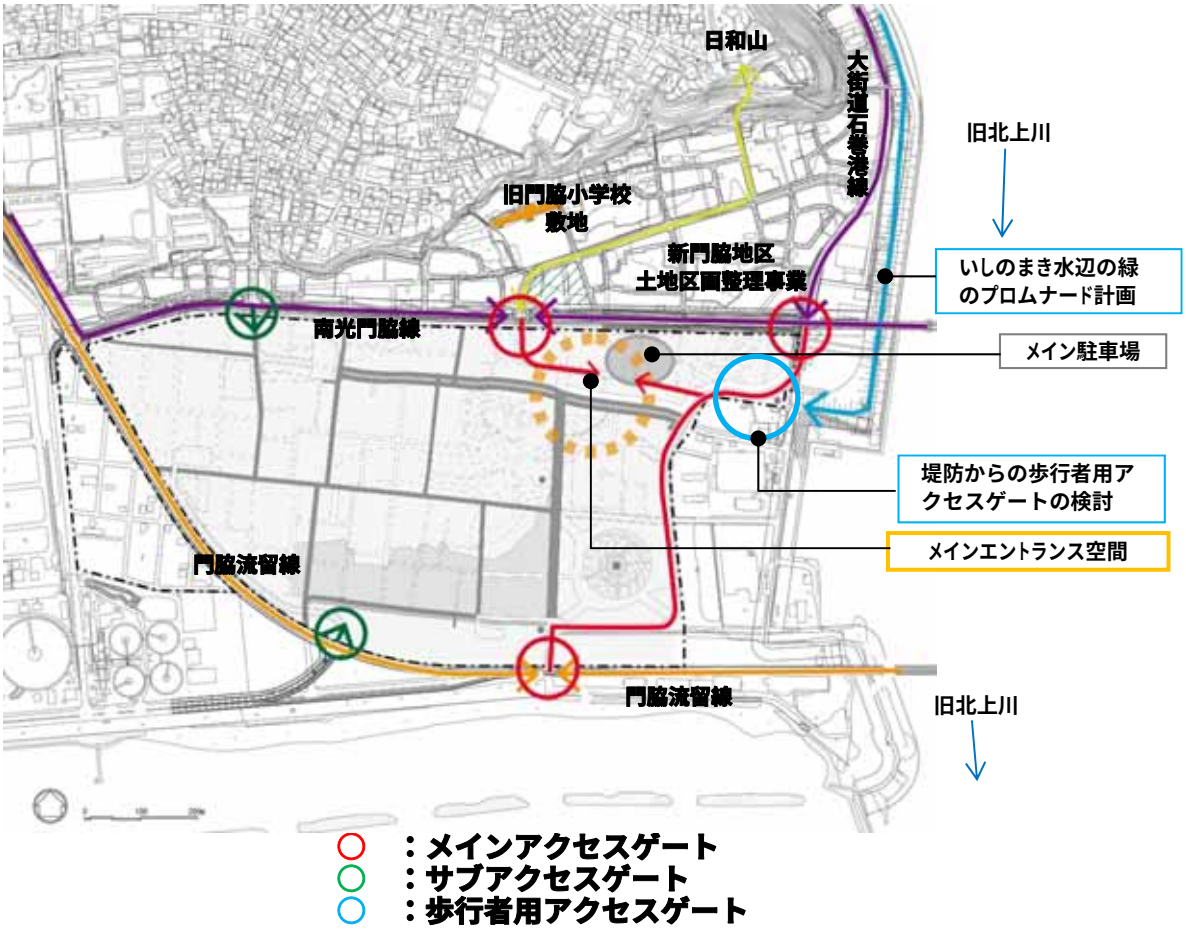

図７　アクセスルート図

2）園内動線

かつての街割を残した街路網を本公園内の主要園路とする。

南北方向の主要園路は、かつての街割の主要道路である、濡仏線、南浜町三丁目、南浜町三丁目と四丁目の境の３本を想定した。また、東西方向は聖人堀遊歩道、南浜町の中央部を横断する東西道路である中町通り、南浜町二丁目・三丁目と雲雀野町一丁目の境の道路の３本を想定した。

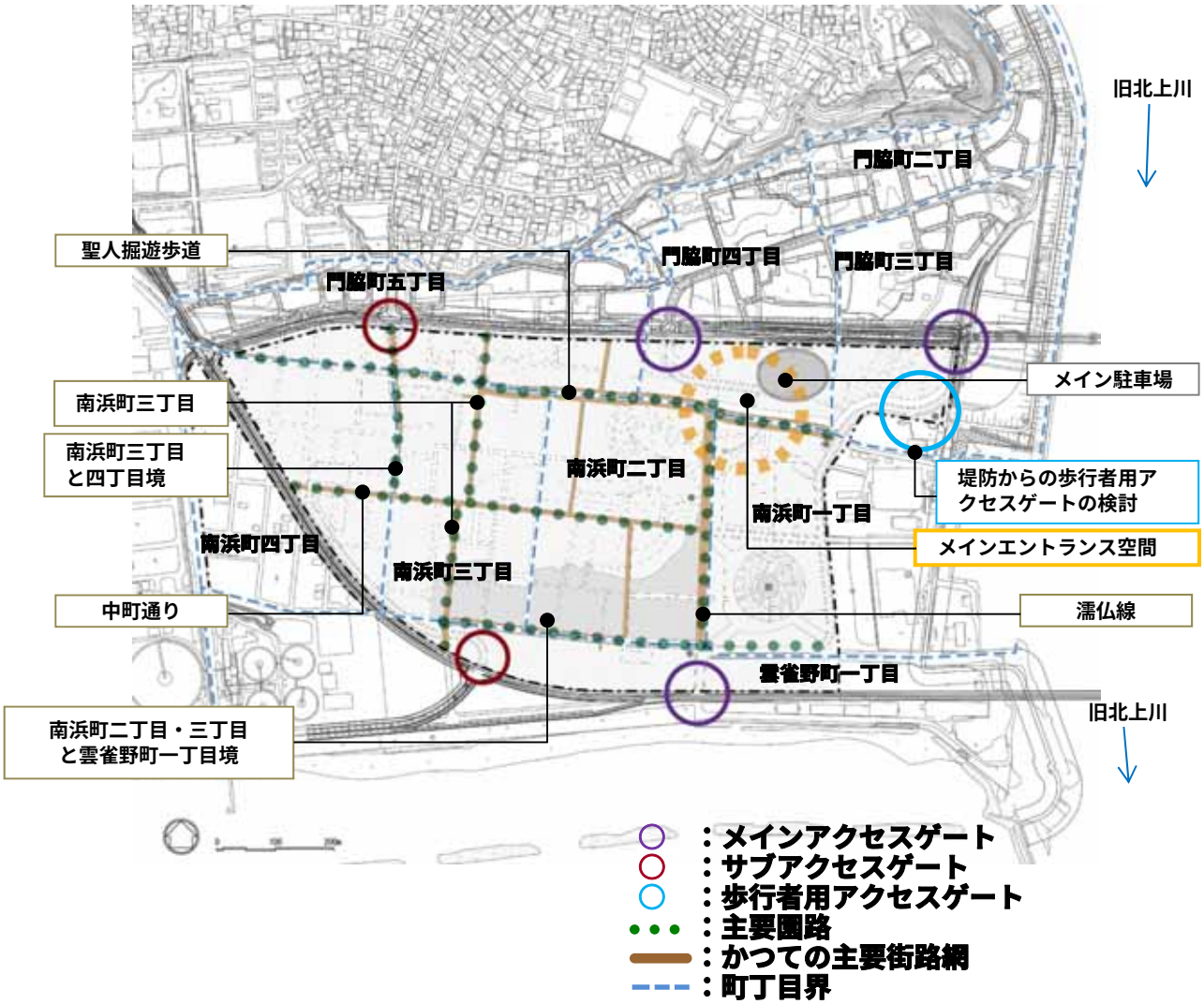

図 8　園内動線図

3）津波発生時の避難路及び避難築山

この場所は災害危険区域に指定されていることから、津波発生時において、本公園利用者等は、基本的には日和山を目指すものと想定され、隣接する新門脇地区土地区画整理事業においても、津波が発生した際は、日和山への避難を計画している。

本公園の立地する南浜地区に住まわれていた住民等の避難実態調査からも、日和山への避難が確認されていることから、公園利用者等は日和山への避難を原則とする。

また、日和山への避難が困難な避難者のために、一時避難場所として津波に耐えうる避難築山を配置する。

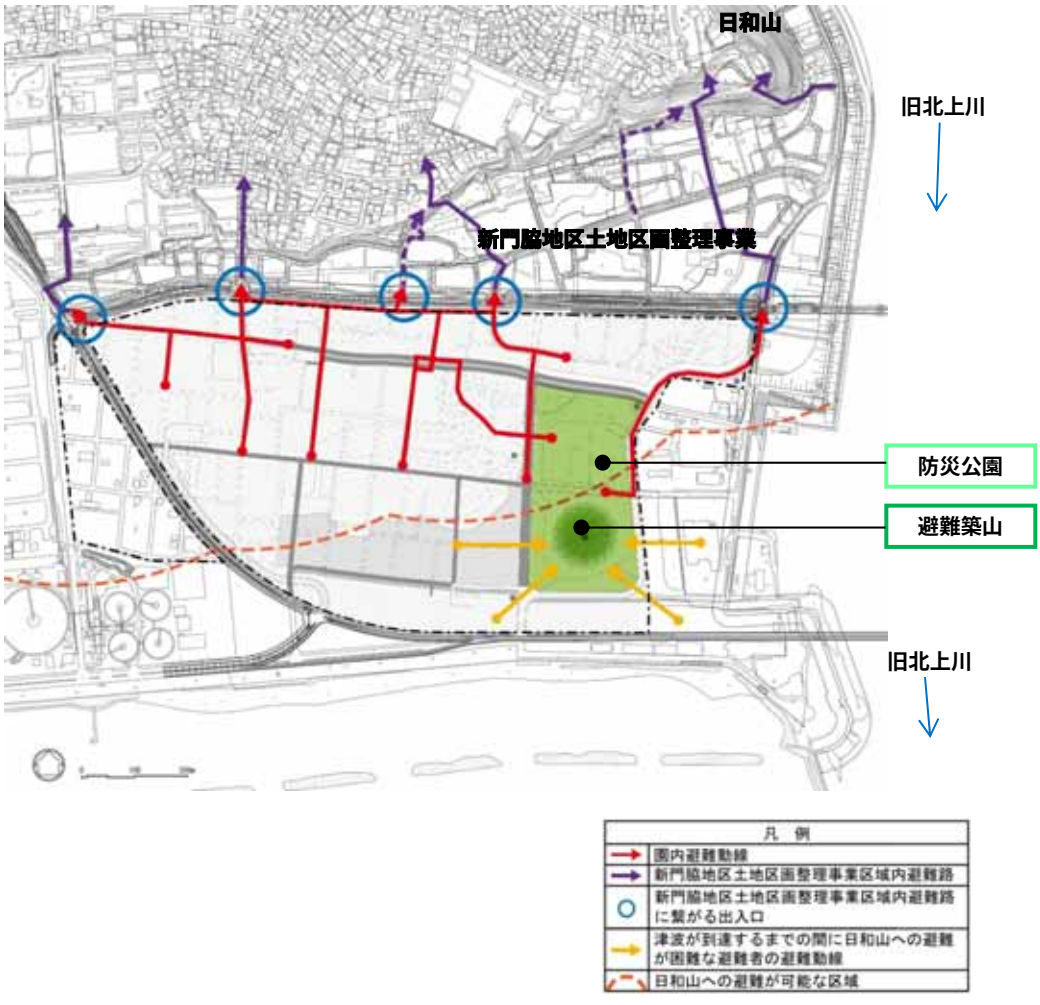

図 9　避難動線図

（3）空間配置方針

空間構成の考え方に基づき、浜の自然との係わり、街の記憶、追悼と伝承の祈念公園の場所性の重ね合わせを考慮しつつ、避難場所となった日和山及び石巻市が保存を検討している旧門脇小学校敷地への視線を確保し、空間配置を設定する。

具体的には、南浜町（みなみはまちょう）二丁目、三丁目の公園の中心部に、式典や伝承活動が可能な中核的な空間及び市民活動の拠点となる空間、かつて街の暮らしがあったことを実感できる空間を位置付け中核的広場ゾーンとする。

南浜町（みなみはまちょう）一丁目の区域には、避難築山及びメイン駐車場を設置し、来訪者や利用者の安全を確保するための防災公園とする。

浜の自然との係わりを踏まえ、敷地南側中央部に面的な湿地・池沼を配置する。また、被災後に湿地が出現した箇所においては、湛水を許容する土地利用を検討する。

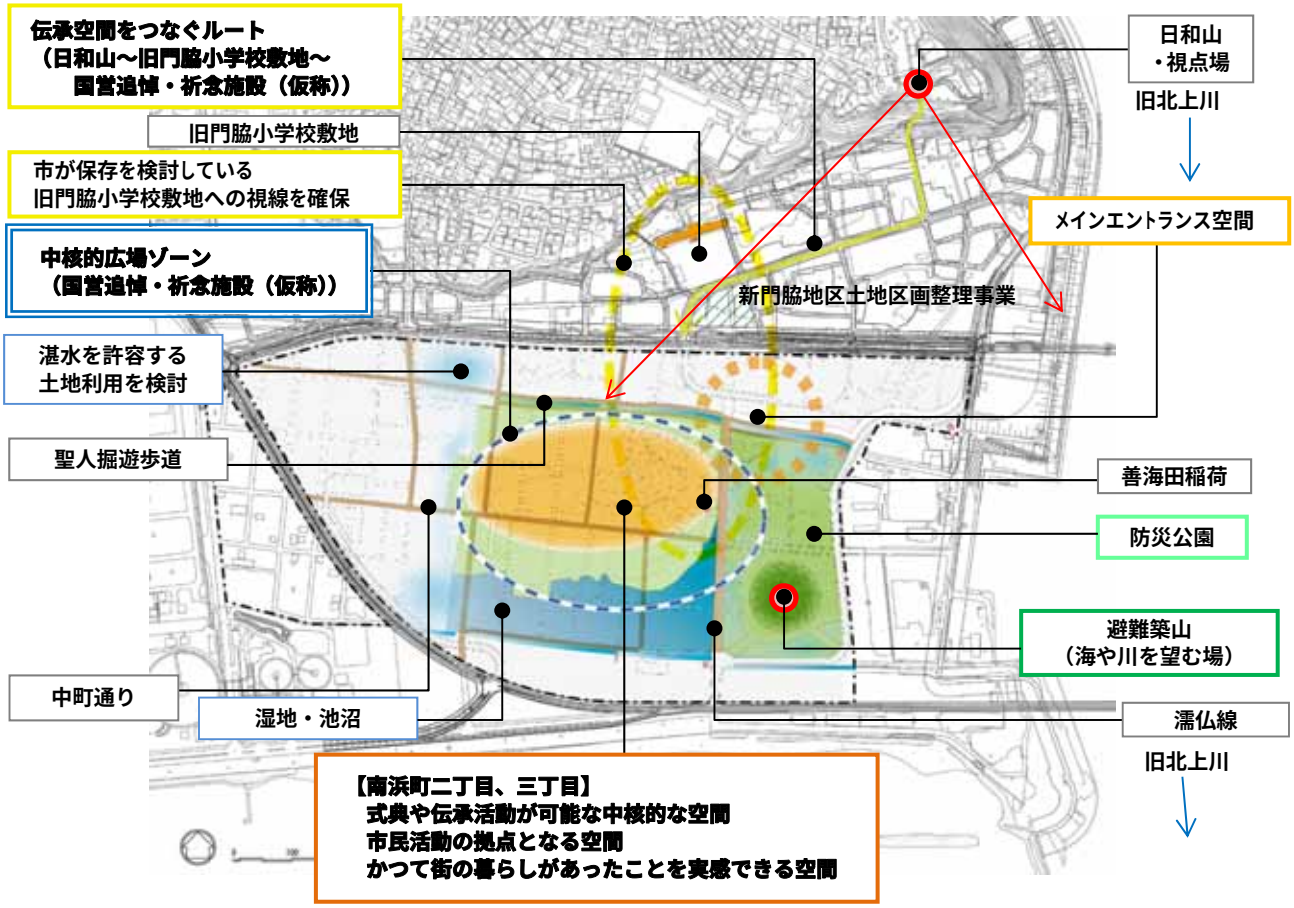

図 10　中核的空間の展開方針図

また、この公園は、「いしのまき水辺の緑のプロムナード計画」において重要な場所であり、旧北上川河口の「かわまちづくり」と連携して進める必要があること、本地区に近接する旧北上川沿いに、石巻市が防災マリーナの設置を検討していることから、川と一体となったエントランス空間とする。

新門脇地区土地区画整理事業と聖人掘の間の空間は、中心部へのエントランスにふさわしい空間とするとともに、市街地から近いことから多様な市民利用を想定し、かつ、新門脇地区と連携した市民活動の場となる空間とする。

公園海岸側には、杜づくりの一環として、かつて存在し、人々の記憶にも残っている松原（松林）を復元する。

さらに、南浜町四丁目には運動やレクリエーション等市民の多様なニーズを考慮した多目的な広場を整備する。

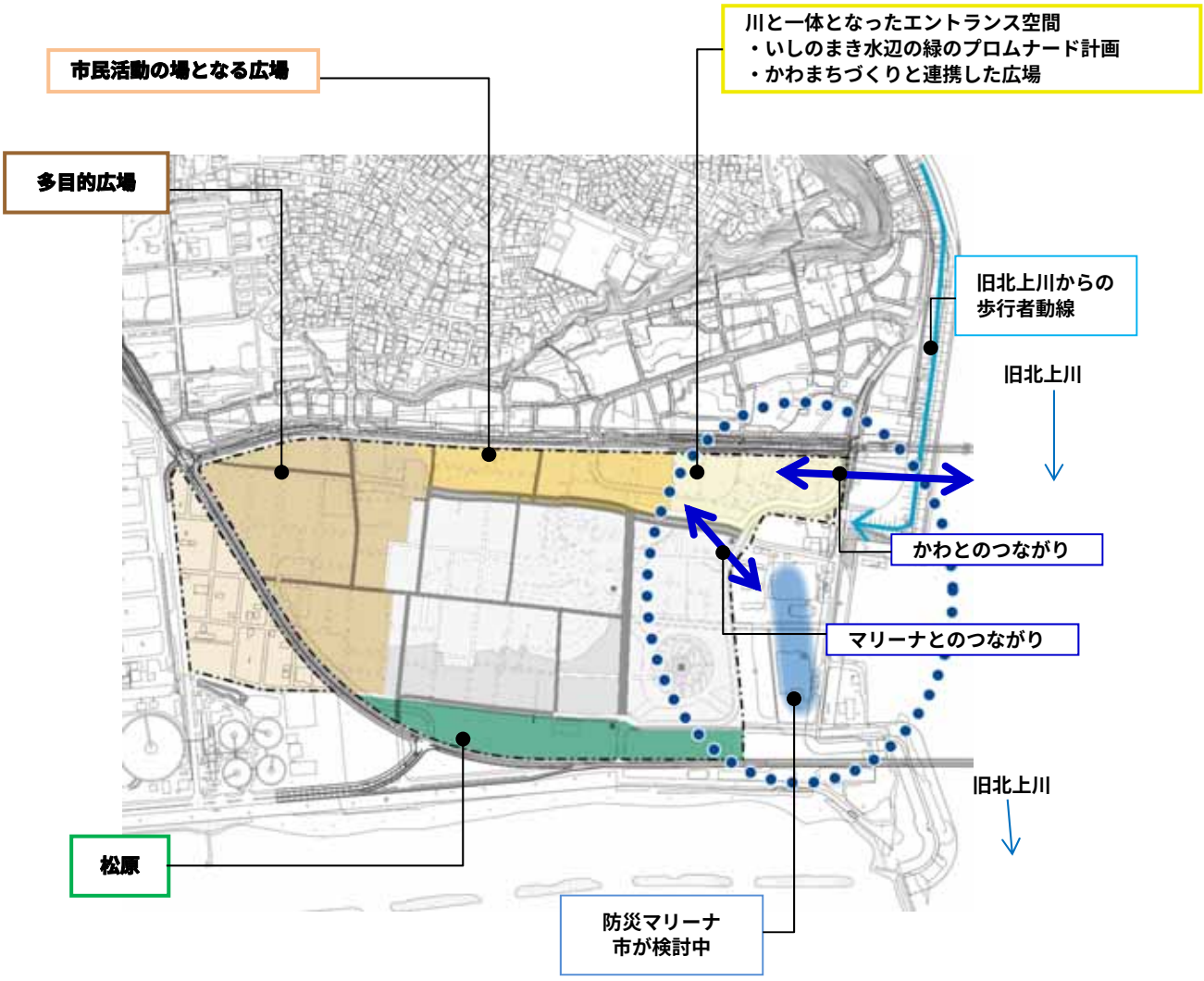

図 11　多様な広場空間の展開方針図

（4）空間の骨格

1）追悼と鎮魂の場

空間配置方針に従い、追悼と鎮魂のための祈りの場として、多様な想いでさまざまな方向を望むことのできる「追悼と鎮魂の丘」を設ける。また、相当規模の「式典広場」を設ける。

具体化に向けた考え方

- 公園全体をかつての浜と街の記憶をとどめる「犠牲者の追悼ができる空間」として整備するとともに、区域内における追悼や伝承活動の中核となっている「がんばろう石巻」看板の機能を移設し、式典や伝承活動が可能な中核的な広場等を整備する。

2）教訓の伝承の場

当公園となる敷地が、かつての市街地の跡地であり、この地が大津波によって瞬時に失われたという記憶を未来に留めるため、元の街路形態や震災遺構、震災後出現した湿地等を公園デザインに取り入れることにより、震災と津波の教訓を伝承する。

具体化に向けた考え方

- 街の暮らしの記憶、そして街が失われたことを震災の教訓として残すため、骨格的な街路を幹線園路として残し、その他の街路はデザインの工夫により明示して、公園全体で震災の実情と教訓の伝承ができる場とする。
- 中心部に、式典や伝承活動が可能な中核的な空間及びかつて街の暮らしがあったことを実感できる空間を整備する。
- 市民による伝承活動の拠点となる空間を整備する。
- 元々湿地で、震災後も地下水位が高く湿地環境が表出している場所に、生物の生息空間や雨水調整機能を持つ湿地を面的に整備する。聖人堀も開渠として再生し、震災教育の場として活用する。
- 市が保存を検討している旧門脇小学校敷地との関係性に留意する。
- 併せて、適切な避難の必要性を伝承するため、サインの活用や避難誘導し易い園路デザイン等の検討を行う。

3）復興の象徴の場

郷土の樹木の苗の育成や植樹などを通じて、市民、NPO、企業など多様な主体が公園づくりに係わりながら、時間をかけて命のいとなみにより育まれる美しい杜づくりを行う。

この取り組みを、震災からよみがえる被災地の姿と重ねあわせ、復興への強い意志と決意を国内外に発信する「復興の象徴」とする。

具体化に向けた考え方

- 計画地に成立する自然的・二次的植生や郷土で歴史的に形成された植生をモチーフに、公園の土地利用を考慮した植栽タイプを設定する。
- かわまちづくりと連携し、市街地、更には広域的にネットワークを図る公園とする。

4）多様な主体の参画・協働の場

東日本大震災の復旧では、全国から集まったボランティアが携わるなど、個人や組織による「絆」により活動が展開され、南浜地区周辺でも、市民をはじめ多様な主体による活動が継続的に行われている。

当公園では、市民、NPO、学校、企業等の多様な主体により、樹木や花木の植栽による杜づくりのほか、伝承活動、防災学習やイベントの実施、施設の維持管理など、さまざまな参加の形態が見込まれるため、多様な主体が円滑に当公園の整備や管理運営に参画・協働できる場づくりを行う。

具体化に向けた考え方

- 多様な主体が杜づくりという共通の目標に向かって協働していくため、材料調達や運営、育成の管理に向けた体制を整備する。
- 元住民をはじめとした市民が公園に集い、震災伝承活動や環境保全活動など様々な活動ができ、市民が交流できる拠点を整備する。
- 公園の環境を活かし、体験学習のフィールドとする。

5）来訪者の安全を確保する場

当公園が災害危険区域に位置し、津波、高潮、洪水災害が懸念されることから、来訪者が適切かつ円滑に避難できるよう、避難場所となる丘や周辺の避難経路を明確にする。

具体化に向けた考え方

- 公園利用者や周辺の人々の一時避難が可能となるよう、公園の南東端に避難築山を整備する。
- 公園から新門脇地区を経て日和山へ避難する明確な園路を整備すると共に、サイン等により避難誘導を行う。

（5）国・県・市の役割と機能区分

当公園は、共通の基本理念と基本方針に基づいて、国・県・市の役割分担のもとに、公園全体の一体的な整備を目指すものである。

このため、整備区域を大きく二つに区分し、主に追悼と鎮魂や教訓の伝承機能を担う南東側の部分を県営公園として、国・県が連携して整備を行うこととし、北西側の部分を市が、多様なニーズを受けとめる空間として整備する。

国が担う内容

- 南浜町二丁目、三丁目のエリアを中心に、式典や伝承活動が可能な公園の中核的空間となる国営追悼・祈念施設（仮称）を整備する。

宮城県が担う内容

- 県営公園として、一時避難場所となる避難築山や駐車場等を整備する。
- 公園の海側に、市街化以前から存在し、人々の記憶にも残る松原の再生を図る。

石巻市が担う内容

- 国営追悼・祈念施設（仮称）や県営公園と連携し、運動やレクリエーション等市民の多様なニーズを考慮した広場等を整備する。

（６）空間構成

空間の骨格の具体化に向けた考え方から、石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）の空間構成を次のとおり設定する。

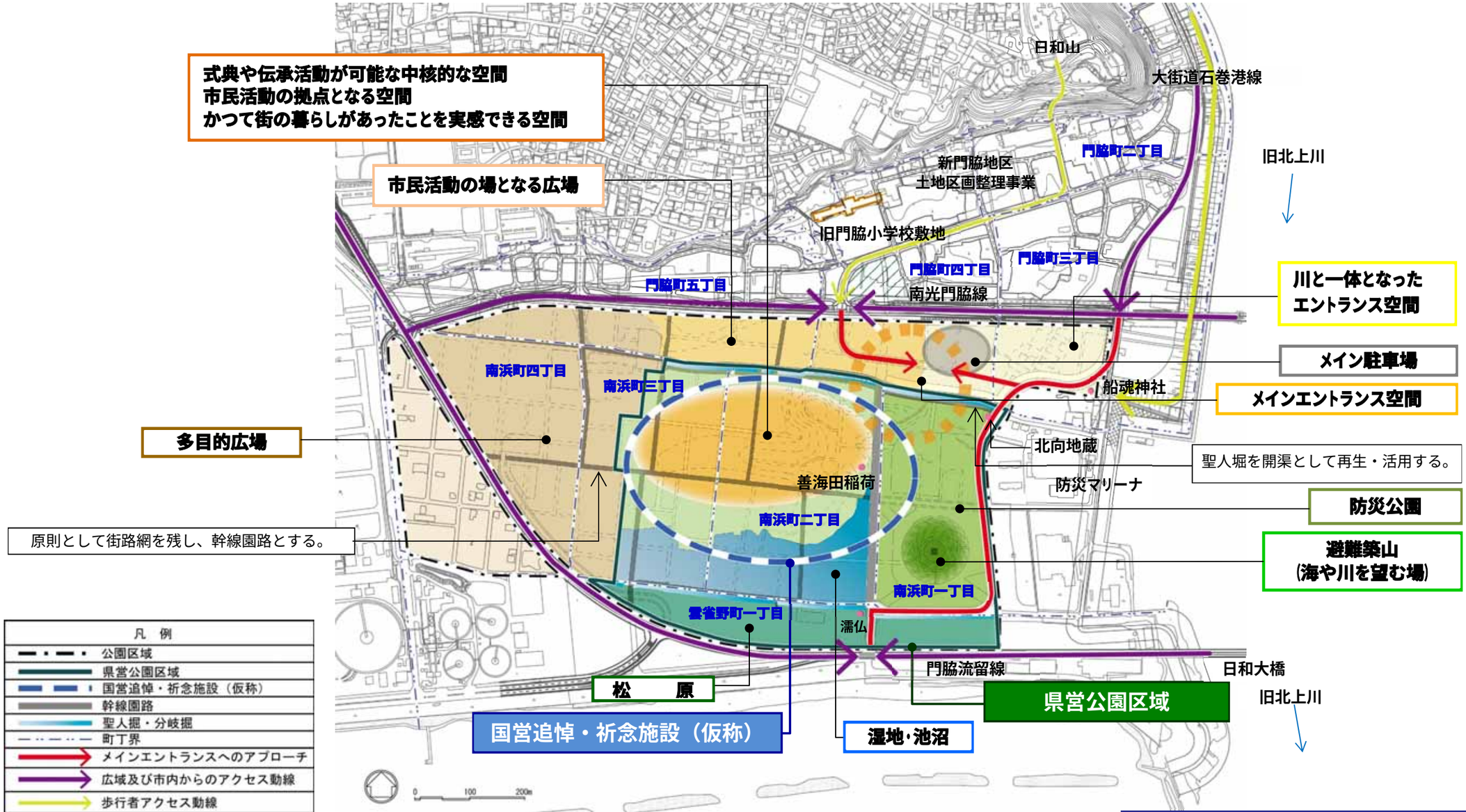

※濡仏、善海田稲荷、北向地蔵などの神社・仏閣は、公園区域から除外し存置。

この図面は空間構成として表現したもので、ゾーン区域、施設の位置などは調整中であり、確定したものではない。

図 12　基本計画図（案）

６．植栽計画

（１）植栽基本方針

本公園における植生及び植栽は、「厳しい環境条件」「空間デザインとの一体化」「杜づくりのプロセスと多様な主体の参画と協働」を見据え、成立可能な自然植生や郷土種の植栽環境を再生・創出する。

そのため、計画地周辺に現存する自然植生や郷土で歴史的に形成された植栽をモデルとし、さらに被災しながらも芽吹いている樹木なども積極的に活用する。加えて、この公園が犠牲者への追悼と鎮魂の場となることから、このような場にふさわしい花による修景を行う。

（２）植栽計画における留意点

１）厳しい環境条件を踏まえた杜づくり

- 海岸部の強い潮風、高い地下水位と土壌塩分濃度
- 想定される多様な環境条件に応じて成立可能な植生を想定
- 厳しい環境条件に対する適正な植栽技術の適用

２）植栽配置と空間デザインの一体化

- 復興の象徴空間に見合う植栽配置の実現、造成と植栽タイプの整合
- 区域周辺に残された被災木の活用

３）杜づくりのプロセス・多様な主体の参画と協働

- 膨大な数の植栽材料に対する地域内での苗木生産・調達システムと献木、市民参加型苗木づくり
- 植栽後の管理・育成や体制等
- 多様な主体の参画・協働の手法

（３）目標とする植生・植栽タイプの設定

かつての自然条件、現在の自然条件のもとで、丘などの整備により生じる盛り土や掘削による湿地･池沼などの条件を踏まえ、成立可能な自然植生や郷土種の植栽環境を再生･創出する。

植生及び植栽は、地域固有の自然や環境の再生・創出を目指し、自然とかかわってきた先人達の足跡を踏襲し、思わず訪れたくなる豊かで美しい情景としていくため、成立可能なものの中で、計画地周辺に現存する自然植生や郷土で歴史的に形成された植栽をモデルに設定する。

このようなことを前提に、本公園で再生・創出される植生や植栽について、立地条件や自然性あるいは代償性を整理し、目標とする植生・植栽タイプを設定する。



図 13　植生・植栽タイプの立地条件と自然性・代償性の整理

（4）植栽タイプの模式断面とそのイメージ

厳しい環境条件を踏まえ、計画地を含む地域で成立する自然的・二次的植生や郷土で歴史的に形成された植栽をモチーフに、想定される公園の土地利用を考慮した植栽タイプの模式断面とそのイメージを次のように設定する。

クロマツ海岸林



・公園への潮風を緩和させる、かつての土地利用であった浜堤のクロマツ林
・明るい林内に四季の彩りが展開する

クロマツ・常緑低木林



・高台斜面の海と河口からの環境圧を考慮したクロマツと常緑低木
・津波の届かない安全な空間であることを示すヤブツバキ

クロマツ疎林



・広場などの開けた空間の風環境を緩和させるクロマツ疎林
・林内での諸活動も可能な、足元の抜けた明るい林床

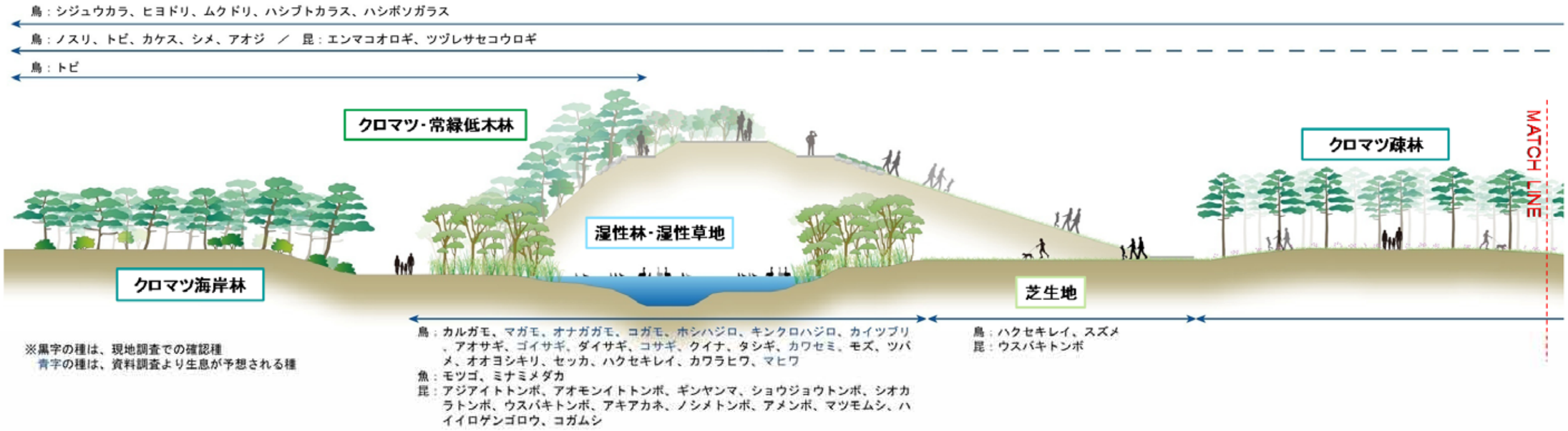

湿性林・湿性草地







・かつての土地利用を想起させる、湿性林や湿性草地
・水面や湿地等の多様な環境に生きものが生息する、人が立ち入らないサンクチュアリ

芝生地



・開放的な広場利用を可能にする芝生地
・かつての街割を示す遺構や表示を際立たせる

図 14　植生・植栽タイプの模式断面構成とイメージ（南側）

庭園樹植栽地(仕立てクロマツなど)



・かつての住宅地を想起させる、仕立てのクロマツなどの庭園樹植栽地

ヤナギ並木　サクラ並木



・聖人堀を演出するサクラやシダレヤナギの並木

落葉広葉樹林



・日和山と公園のみどりの繋がりを創出し、夏季の南東風を緩和させる落葉広葉樹林
・樹林性の多様な生きものが生息する明るい樹林

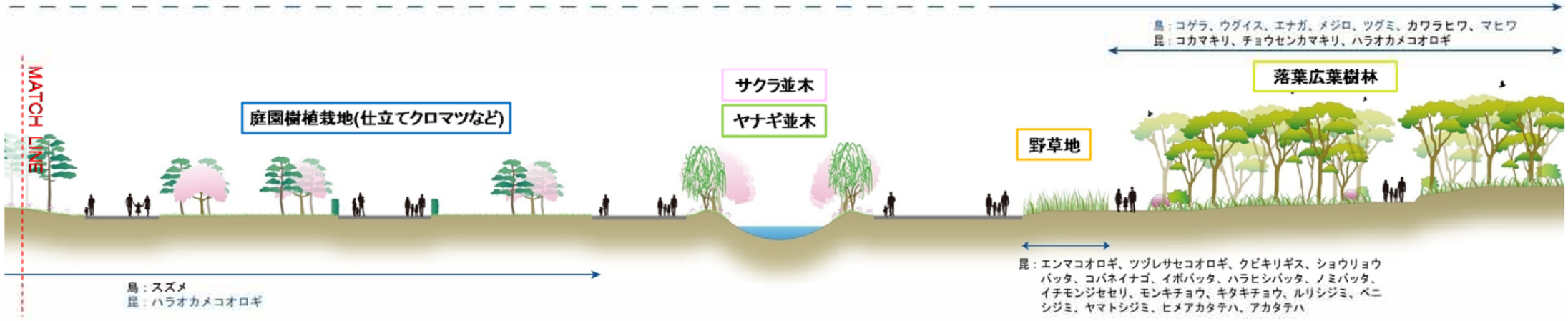

野草地



・バッタやチョウ類などの草地性の多様な生きものが生息する、四季の彩り豊かな野草地

ハス植栽地



・かつての湿地の土地利用を再編し、鎮魂の場を演出する大きなスケールでのハス池

修景植栽



・各々の植栽タイプに見合う花木や草本類を組み込み、自然な修景植栽を行う

図 15　植生・植栽タイプの模式断面構成とイメージ（北側）

（５）公園の土地利用を踏まえた植栽の配置

公園の土地利用の機能や利用のイメージに対応する植栽タイプと、それらの配置イメージを次のように設定する。

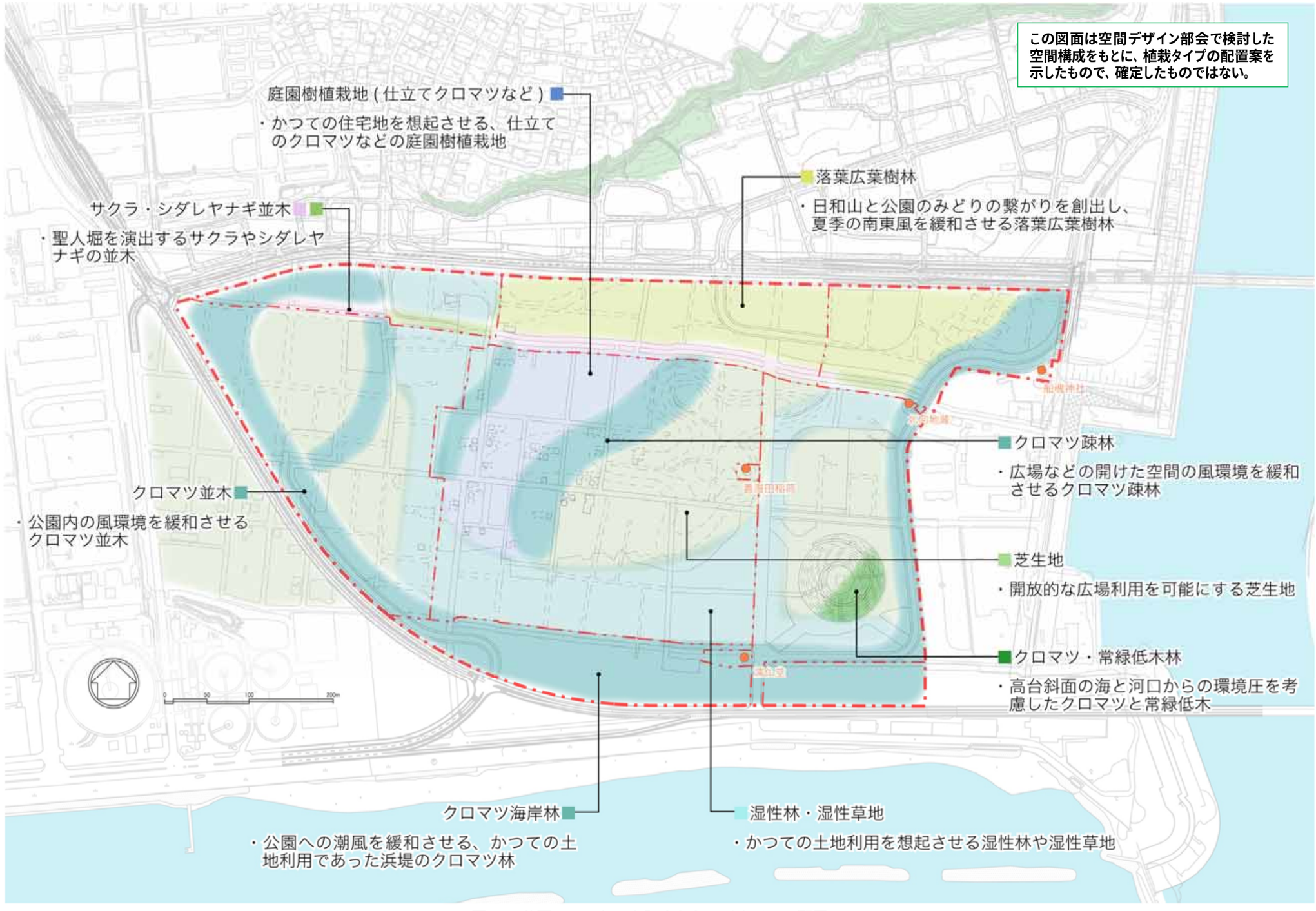

図 16　公園の土地利用を踏まえた植栽タイプの配置案

７．管理・運営方針

（1）杜づくりのプロセス

様々な事業と参画者が、杜づくりという共通の目標に向かって協働していくため、膨大な数量の材料生産の時間や整備工事期間、その後の運営管理などを鑑みながら、最適な参画の仕組みや体制、スケジュールを検討する必要がある。

本計画では、苗木による杜づくりとその植栽段階を想定し、材料調達と運営・管理について、多様な主体の参画と協働のメニューとスケジュールの関連性を次のように設定する。

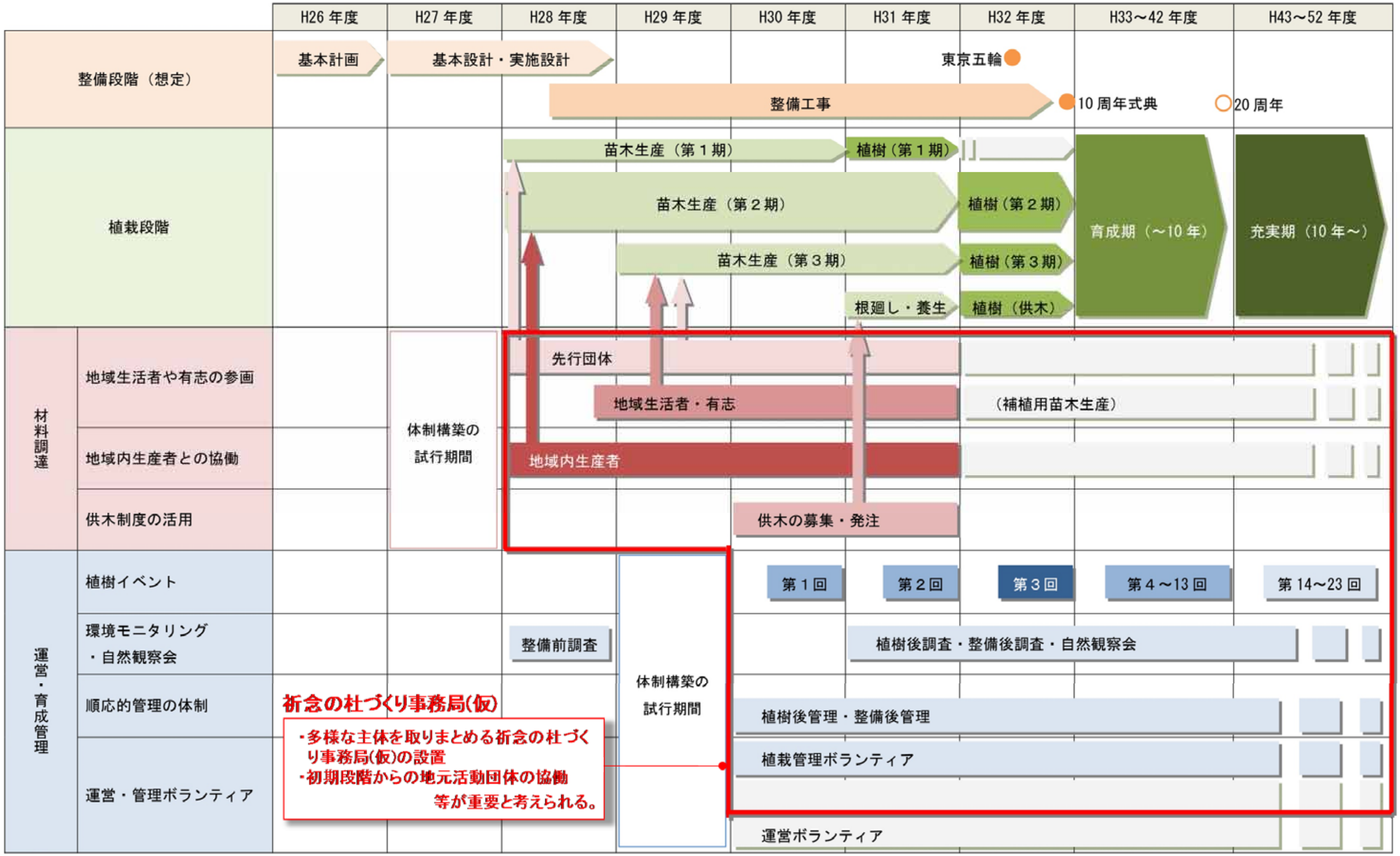

図 17　杜づくりのプロセス

（2）多様な主体の参画と協働のあり方

多様な主体の参画と協働による杜づくりにあたり、「材料調達」及び「運営・育成管理」の２点が重要であることから、次の事項に留意する。

1）材料調達

安定的でかつ復興を象徴する本公園の趣旨に沿った方式での植栽材料の調達を考慮し、地域内での苗木の生産・流通システムや献木、市民参加型苗木づくり等を行う。

a．地域住民や有志の参画

苗木生産で協働が可能な地元市民団体との連携を図るほか、市民や学校、企業などの一般有志が参画できる環境を整える。

b．地域内生産者との協働

膨大な数の苗木生産で協働が可能な地元生産者と連携する。

c．供木制度の活用

苗木の数量を確保するための献金、献物、勤労提供など、供木制度の構築を図る。

2）運営・育成管理

植栽後は、段階ごとの目標を設定した、継続性のある杜づくりプロセスに基づき、運営・育成管理を行う。

a．植樹イベント

古損木の植え替えや、伐木活動なども視野に入れた、長期的で継続性の高いイベントを行う。

b．環境モニタリング・順応的管理の体制

専門会社や地元有志など、モニタリングの実施者と得られた結果の活用方法を議論していく。議論の場では、植栽の育成段階に応じた管理仕様の調整や関係者による植栽の目標像について共有化を図る。

c．自然観察会の開催や管理ボランティアの育成

観察会の対象者や内容などの形態と、専門会社や地元有志などの実施者を明確にする。観察会の開催やボランティア活動の実施にあたっては、公園管理運営の中での位置づけと制度整備をしっかりと行い、受け持つ範囲を明確にする。

（なお、本計画については、今後の検討の進捗に合わせ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。）

別紙２

石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本計画（案）
意見記入用紙

石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本計画（案）についてご意見をお寄せください。

性別 ※該当箇所に○をつけてください	男　・　女		
年代 ※該当箇所に○をつけてください	①10 歳未満	②10 歳代	③20 歳代
	④30 歳代	⑤40 歳代	⑥50 歳代
	⑦60 歳代	⑧70 歳代	⑨80 歳以上
ご住所 ※該当箇所にご記入ください	都道府県		市区町村

ご意見

ご協力ありがとうございました。

性別・年代・ご住所も合わせ、内容を公表させていただく場合もありますので、ご承知おきください。

お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）
基本計画（案）に対する意見募集

募集期間
平成27年5月20日（水）～6月18日（木）必着

国土交通省東北地方整備局、宮城県、石巻市では、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県石巻市南浜地区※を対象に、有識者等で構成される「宮城県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会」を設置し、復興祈念公園の基本計画の検討を重ねてきました。

基本計画を策定するにあたり、市民の方々をはじめ、関係する方々のお考えをお伺いするため、基本計画（案）に対するご意見を募集いたします。いただいたご意見は、検討を行う際の資料とさせていただきますので、ぜひご意見をお寄せください。



写真提供：一社）みらいサポート石巻

● 基本計画（案）の閲覧・入手方法

東北地方整備局のホームページにある「復興祈念公園」の「宮城県」ページからダウンロードしてご覧いただけます。

【東北地方整備局ホームページ　復興祈念公園　⇒　宮城県　】
http://www.thr.mlit.go.jp/

以下の場所でも閲覧・応募ができます。

① 国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係
〒980-8602　宮城県仙台市青葉区二日町9番15号　電話：**022-225-2171**（代表）
閲覧場所：東北地方整備局 南庁舎3階 都市・住宅整備課

② 宮城県 土木部 都市計画課
〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号　電話：**022-211-3138**（直通）
閲覧場所：宮城県庁9階　都市計画課

③ 石巻市 復興事業部 基盤整備課
宮城県石巻市穀町14番1号　電話：**0225-95-1111**（代表）
閲覧場所：石巻市役所本庁舎5階　市民サロン

● 応募方法

基本計画（案）をご覧いただいた上で、以下のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

※郵送・ファックス・インターネットをご利用の場合は、**「石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本計画（案）に対する意見」であることを明記のうえ、基本計画（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）**をご記入ください。

意　見　箱	基本計画（案）の閲覧場所に設置してある記入用紙に記入いただき、備え付けの意見箱に投函ください。
郵　　送	郵便はがきまたは封書で閲覧場所①～③のいずれかまでお送りください。
ファックス	国土交通省東北地方整備局建政部　都市・住宅整備課　公園係 **022-227-4459** まで送信ください。
インターネット	上記のwebサイトから記入用紙をダウンロードしていただき、下記メールアドレスに送信してください。 mail：**tohoku-park@thr.mlit.go.jp**

※南浜・雲雀野・門脇地区を南浜地区としています。

● 基本計画（案）の概要

基本理念

東日本大震災により犠牲となった
すべての生命（いのち）への
追悼と鎮魂の思いとともに、

- まちと震災の記憶をつたえ
- 生命（いのち）のいとなみの杜をつくり
- 人の絆（きずな）をつむぐ

基本方針

1. 犠牲者への追悼と鎮魂の場を構築します
2. 被災の実情と教訓を後世に伝承します
3. 復興の象徴の場としてメッセージを国内外に発信します
4. 多様な主体の参画・協働の場を構築します
5. 来訪者の安全を確保します

空間構成

東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂の場を構築するとともに、被災の実情と教訓を後世に伝承し、復興の象徴の場としてメッセージを国内外に発信していくためには、南浜地区における集落の成り立ちの歴史や風土を示す、かつての自然環境である「浜」と、震災前に蓄積された住宅地としての半世紀の想いや記憶を示す「街」としての町割り、さらには東日本大震災による犠牲者を追悼し、被災の教訓を次世代へと伝承する、復興の意志を伝え続ける「祈念公園」としての機能を尊重します。

浜の自然との係わり
・かつて湿地と松原であった場所。
・津波で街が消失、本来の自然に回帰しつつある。

街の記憶
・市街地が大津波で消失したが、暮らしの記憶を再生する手がかりが残っている。
・人々の心に暮らしの記憶がある。

追悼と伝承の祈念公園
・自然への畏敬の念と暮らしの記憶を持ち、追悼と教訓の伝承とともに、復興への意志を伝え続ける。
・命の尊さを実感する公園づくりを通じてこの土地に係わり続けていく。

～浜・街・祈念公園の場所性を重ねる～
・かつての環境と現状を踏まえ、土地本来の自然を育む。
・暮らしの記憶を街路網に刻み、これを感じる。
・追悼と鎮魂の思いとともに、まちと震災の記憶をつたえ、生命（いのち）のいとなみの杜をつくり、人の絆（きずな）をつむぐ。

基本計画図（案）

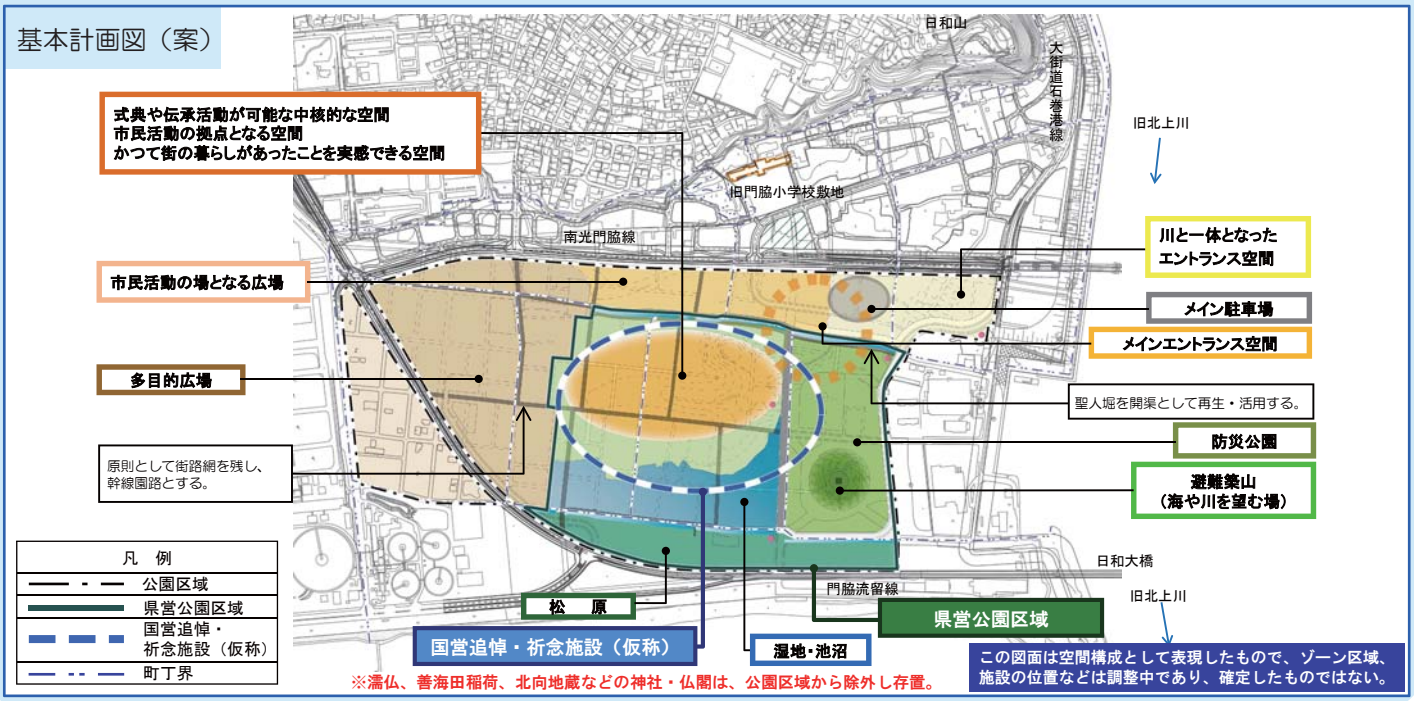

● 復興祈念公園の検討状況や基本計画（案）について説明します

「基本計画（案）に関する市民説明会」
会　　場：石巻市役所本庁舎4階庁議室
日　　時：平成27年6月7日（日）午前10時から
参加申込：不要（どなたでも自由に参加できます）

◆今回の意見募集のお問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係 電話：022-225-2171（代表）（受付時間：平日9時30分～17時30分）
宮城県 土木部 都市計画課 022-211-3138（直通）（受付時間：平日8時30分～17時15分）
石巻市 復興事業部 基盤整備課 0225-95-1111（代表）（受付時間：平日8時30分～17時00分）